

16. 災害救助法関連

資料 16-1 近年の災害救助法の適用状況

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成 26年	7月9日	7月9日	平成26年台風第8号	長野県	南木曾町	4号
	7月14日	7月9日		山形県	南陽市	1号
	8月8日	8月3日	平成26年台風第12号	高知県	いの町	1号
	8月9日	8月9日	平成26年台風第11号	高知県	高知市、大豊町	4号
	8月10日	8月9日		高知県	四万十町	4号
	8月10日	8月9日		徳島県	那賀町	
	8月17日	8月17日	平成26年8月15日からの大雨	京都府	福知山市	4号
				兵庫県	丹波市	
	8月20日	8月20日	平成26年8月19日からの大雨	広島県	広島市	4号
	9月27日	9月27日	御嶽山噴火による被害	長野県	木曾町、王滝村	4号
	11月23日	11月22日	長野県神城断層地震	長野県	白馬村、小谷村、小川村	4号
	12月9日	12月8日	12月5日からの大雪	徳島県	三好市、つるぎ町、東みよし町	4号
平成 27年	5月29日	5月29日	口永良部島噴火	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	4号
	9月10日	9月9日	平成27年9月関東・東北豪雨	茨城県	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町	4号
	9月11日	9月9日		茨城県	守谷市、坂東市、つくばみらい市	4号
	9月11日	9月9日		栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡野木町	4号
	9月12日	9月9日		栃木県	下都賀郡壬生町	4号
	9月11日	9月10日		宮城県	仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町	4号
	9月30日	9月28日		平成27年台風第21号	沖縄県	八重山郡与那国町
平成 28年	4月15日	4月14日	平成28年熊本地震	熊本県	全市町村	4号
	8月31日	8月30日	平成28年台風第10号	北海道	帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足	4号

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
					寄郡陸別町、十勝郡浦幌町	
	8月31日	8月30日		岩手県	盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町	4号
	10月21日	10月21日	平成28年鳥取県中部地震	鳥取県	倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町	4号
	10月24日				東伯郡三朝町	
	12月22日	12月22日	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県	糸魚川市	4号
平成29年	7月6日	7月5日	平成29年7月九州北部豪雨	福岡県	朝倉市、朝倉郡東峰村	4号
	7月7日	7月5日			田川郡添田町	
	7月6日	7月5日		大分県	日田市、中津市	4号
	7月28日	7月22日	平成29年7月22日からの大雨	秋田県	大仙市	1号
	9月19日	9月17日	平成29年台風第18号	大分県	佐伯市、津久見市	1号
	10月26日	10月22日	平成29年台風第21号	三重県	伊勢市	1号
	10月27日	10月22日			度会郡玉城町	1号
	10月30日	10月22日		京都府	舞鶴市	1号
	10月27日	10月21日		和歌山県	新宮市	1号
平成29年	2月7日	2月6日	平成30年2月4日からの大雪	福井県	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町	4号
	2月15日	2月13日			越前市	
		2月14日	2月14日	平成29年度豪雪	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町
平成30年	6月18日	6月18日	平成30年大阪府北部を震源とする地震	大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町	4号
	7月8日	7月6日	平成30年7月豪雨	岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白	4号

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準				
		7月8日		川村、大野郡白川村					
		岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町							
	7月7日	7月5日		京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町	4号			
	7月7日	7月5日		兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町	4号			
		7月6日			姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町				
		7月7日			養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町				
平成30年	7月6日	7月6日	平成30年7月豪雨	鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町	4号			
	7月7日						東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町		
	7月12日	7月6日		島根県	江津市	1号			
	7月19日				邑智郡川本町				
	7月7日	7月5日		岡山県	岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、苫田郡鏡野町	4号			
					7月8日		玉野市		
					7月9日		7月6日	小田郡矢掛町	1号
					8月31日		7月5日	津山市、美作市	3号 前段
							7月6日	和気郡和気町	
	7月6日	7月5日		広島県	広島市、安芸郡坂町	4号			
	7月7日				呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町				

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準	
	7月31日				三次市、庄原市	2号
	7月13日	7月6日		山口県	岩国市	1号
	7月7日	7月5日		愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町	4号
	7月25日				八幡浜市	2号
平成30年	7月6日	7月6日	平成30年7月豪雨	高知県	安芸市	4号
	7月7日				長岡郡本山町	
	7月8日	香南市				
		宿毛市				
		土佐清水市、幡多郡三原村				
	7月11日	7月7日		幡多郡大月町	3号後段	
	7月12日	7月5日		福岡県	飯塚市	1号
	8月10日				久留米市	
9月1日	8月31日	平成30年8月30日からの大雨	山形県	新庄市、最上郡 最上町、最上郡 舟形町、最上郡 真室川町、最上郡 大蔵村、最上郡 鮭川村、最上郡 戸沢村	4号	
9月6日	9月6日	平成30 北海道胆振東部地震	北海道	全市町村 ※北方領土の6村を除く	4号	
令和元年	8月28日	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町	4号
	9月12日	9月9日	令和元年台風第15号の影響による停電	千葉県	千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西	4号

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準	
					市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町	
	9月24日	9月8日	令和元年台風第15号に伴う災害	東京都	島しょ大島町	1号
	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町	4号
令和元年	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡町七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町	4号

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準	
	10月12日			福島県	郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、東白川郡棚倉町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村	4号	
	10月13日		福島市、会津若松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、南会津郡下郷町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町、西白河郡矢吹町				
令和元年	10月19日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	福島県	喜多方市、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、東白川郡矢祭町、	4号	
	10月12日				茨城県		日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、常陸大宮市、桜川市、東茨城郡城里町、久慈郡大子町
	10月13日				水戸市、土浦市、結城市、常総市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、那珂市、筑西		

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準	
					市、坂東市、かすみがうら市	
	10月14日			神栖市、東茨城郡茨城町		
	10月19日			古河市、下妻市、銚田市、つくばみらい市、東茨城郡大洗町、結城郡八千代町、猿島郡境町		
	10月12日			栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町	
	10月16日			那須烏山市	1号	
	10月17日			小山市	2号	
	10月19日			下野市、河内郡上三川町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、下都賀郡壬生町	4号	
	10月12日			群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町	
	令和元年			10月19日	10月12日	
	10月12日			埼玉県	熊谷市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、坂戸市、日高市、入間郡毛呂山町、	

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準
					入間郡越生 町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見 町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、大里郡寄居町
	10月13日			さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、鶴ヶ島市、入間郡三芳町、児玉郡上里町	
	10月19日			春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、八潮市、ふじみ野市	
	10月12日			東京都 豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、日野市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町	
	10月13日 10月19日			墨田区、世田谷区 大田区、調布市、狛江市	
令和元年	10月12日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	神奈川県 川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原	4号



16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準
					町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村
	10月13日			新潟県	上越市、糸魚川市、妙高市
	10月12日			山梨県	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村
	10月12日			長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村
令和元年	10月14日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	長野県 塩尻市、諏訪郡原村、下高井郡野沢温泉村 静岡県 伊豆の国市、田方郡函	4号 1号

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準	
					南町	
令和2年	7月29日	7月28日	令和2年7月3日から の大雨による災害	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町	4号
	7月8日	7月8日		長野県	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町	
				岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市	
	7月15日	7月13日		島根県	江津市	
	7月7日	7月6日		福岡県	大牟田市、八女市、みやま市	
	7月8日				久留米市	
	7月15日			佐賀県	鹿島市	
	令和2年	7月4日		7月4日	令和2年7月3日から の大雨による災害	

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
					球磨村、球磨郡あさぎり町	
	7月14日	7月6日			荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町	
	7月8日	7月6日		大分県	日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町	
	7月4日	7月4日		鹿児島県	阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町	
	7月6日				鹿屋市、曾於市、志布志市	
	7月15日				垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町	
	10月10日	10月10日		令和2年台風第14号に伴う災害	東京都	
12月17日	12月17日	令和2年12月16日からの大雪による災害(交通障害)	新潟県	南魚沼市、南魚沼郡湯沢町	4号	
令和2年	1月7日	1月7日	令和3年1月7日からの大雪による災害	秋田県	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村	4号
	1月10日	1月10日		新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市	4号
	1月10日	1月9日		富山県	砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市	4号
	1月10日	1月9日		福井県	福井市、あわら市、坂井市	4号
	1月10日	1月10日			大野市、勝山市	4号
	2月14日	2月13日	令和3年福島県沖を震源とする地震	福島県	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町	4号
	2月25日	2月23日	令和3年栃木県足利市における大規模火災(山林火災)	栃木県	足利市	4号

16. 災害救助法関連

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
	3月4日	3月4日	令和3年新潟県糸魚川市における地滑り	新潟県	糸魚川市	4号

資料 16-2 災害救助法適用基準

状 況	適 用 基 準
住家等への被害が生じた場合	①本町の区域内で、住家が滅失した世帯数が40世帯以上であるとき。
	②被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合で、本町における滅失した世帯数が20世帯以上に達したとき。
	③被害が県下全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、本町における滅失した世帯数が多数であるとき。
	④災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める次の特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。 ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次の基準に該当するとき ・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。
災害が発生するおそれがある場合	災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

※条件：町人口5,000人以上15,000人未満 県人口1,000,000人以上2,000,000人未満

※半壊又は半焼は2世帯で滅失1世帯、床上浸水は3世帯で滅失1世帯とする。

資料 16-3 災害状況認定基準

種 別	内 容
①滅失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損失、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造の被害額がその住家の時価の50%に達した程度のもの。

16. 災害救助法関連

②住家の半壊、半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造物の被害額が住家の時価の20%以上50%未満のもの。
③住家の床上浸水、土砂の堆積等	上記①、②に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度のもの、または土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することが出来ない状態になったもの。
④世帯	生計を一にしている実際の生活単位
⑤住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

資料 16-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和3年6月18日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、災害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	同上	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築

16. 災害救助法関連

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
	らの資力では住宅を得ることができない者。	情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		事務費等の一切の経費として 5,714,000円以内であればよい。 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内																																									
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。																																									
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること (単位:円)																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全流出</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>						区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	全壊 全流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																																						
全壊 全流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																						
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																						
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																						
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																						

16. 災害救助法関連

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であって対象となる
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件賃は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している

16. 災害救助法関連

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500 円以内  一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり  5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活上支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅 費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委 託 費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。



16. 災害救助法関連

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		<p>した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。